

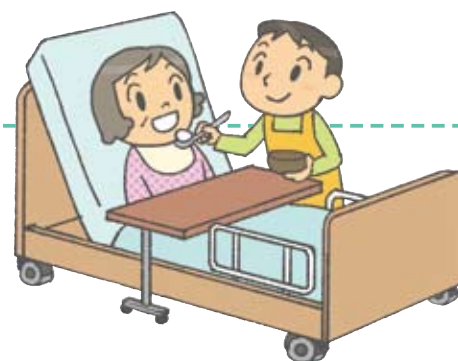
施設サービス

次の介護保険施設に入所して利用するサービスです。要支援1・2の人は利用できません。施設を利用したサービスは、サービス費用の他に、食費、居住費などが利用者負担になります。くわしくはP22をご覧ください。

●生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。



要介護3～5の人 介護老人福祉施設

サービス費用のめやす（1日につき）

※（ ）内は1割の場合の利用者負担

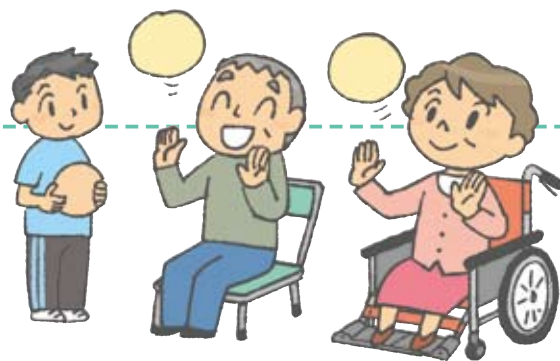
要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	7,158円（716円）	7,158円（716円）	7,990円（799円）
要介護4	7,856円（786円）	7,856円（786円）	8,688円（869円）
要介護5	8,544円（855円）	8,544円（855円）	9,376円（938円）

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。特例的に要介護1・2の人も入所できる場合があります。

●在宅復帰を目指す人が利用する施設

介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。



要介護1～5の人 介護老人保健施設

サービス費用のめやす（1日につき）

※（ ）内は1割の場合の利用者負担

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	7,199円（720円）	7,959円（796円）	8,020円（802円）
要介護2	7,661円（767円）	8,452円（846円）	8,483円（849円）
要介護3	8,298円（830円）	9,078円（908円）	9,119円（912円）
要介護4	8,832円（884円）	9,602円（961円）	9,664円（967円）
要介護5	9,355円（936円）	10,157円（1,016円）	10,198円（1,020円）

● 長期的な療養が必要な人が入所する施設

介護療養型医療施設（療養病床等）

療養病床等のある病院または診療所で、長期の療養を必要とする人が療養上の管理、看護、医学的管理のもとで、介護やその他の支援、機能訓練、必要な医療を行う施設です。

要介護1～5の人 **介護療養型医療施設**

サービス費用のめやす（1日につき）

※（ ）内は1割の場合の利用者負担

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	6,624円（ 663円）	7,692円（ 770円）	7,918円（ 792円）
要介護2	7,681円（ 769円）	8,760円（ 876円）	8,986円（ 899円）
要介護3	9,992円（1,000円）	11,060円（1,106円）	11,286円（1,129円）
要介護4	10,968円（1,097円）	12,046円（1,205円）	12,272円（1,228円）
要介護5	11,851円（1,186円）	12,919円（1,292円）	13,145円（1,315円）

● 長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。



要介護1～5の人 **介護医療院**

サービス費用のめやす（1日につき）

※（ ）内は1割の場合の利用者負担

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	7,168円（ 717円）	8,298円（ 830円）	8,472円（ 848円）
要介護2	8,287円（ 829円）	9,407円（ 941円）	9,581円（ 959円）
要介護3	10,691円（1,070円）	11,820円（1,182円）	11,995円（1,200円）
要介護4	11,718円（1,172円）	12,837円（1,284円）	13,012円（1,302円）
要介護5	12,632円（1,264円）	13,761円（1,377円）	13,936円（1,394円）

■ 部屋のタイプについて

- 従来型個室……ユニットを構成しない個室
- 多床室……ユニットを構成しない相部屋
- ユニット型個室……ユニットを構成する個室
- ユニット型個室的多床室……ユニットを構成し、壁と天井の間にすき間がある部屋

- ・ 個室……壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
- ・ ユニット……少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの

施設を利用したサービスの費用

施設を利用したサービスの場合、サービス費用の1～3割、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。



内容については、各施設
にお問い合わせください

基準費用額
がありません

基準費用額
があります

サービス費用

サービス費用の
1～3割



居住費(滞在費)

全額



食費

全額



日常生活費

全額



基準費用額

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■居住費(滞在費)・食費の基準費用額〈1日につき〉

居住費（滞在費）				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,392円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は（ ）内の金額になります。

居住費（滞在費）・食費が軽減される場合があります **申請が必要です**

低所得の人が経済的理由で介護保険施設が利用できないことがないように、申請して認められた場合は、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。残りは介護保険の「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

■負担限度額〈1日あたり〉

利用者負担段階		居住費（滞在費）				食費
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1 段階	本人および世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2 段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額（特別控除後）が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3 段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

※「合計所得金額（特別控除後）」とは、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した額のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額であり、かつ、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。「その他の合計所得金額（特別控除後）」とは、合計所得金額（特別控除後）から、公的年金等に係る雑所得を控除した額です。

上の表に当てはまっても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- ①世帯分離している配偶者が市民税課税の場合
- ②預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合